

徳島県認可外保育施設運営の手引き



令和4年5月
徳島県未来創生文化部次世代育成・青少年課

目 次

1 認可外保育施設とは	1
2 認可外保育施設の届出	1
(1) 設置届	
(2) 変更届	
(3) 休止・廃止届	
3 報告	3
(1) 定例報告	
(2) 随時報告	
4 利用者への情報提供	3
(1) サービス内容の掲示	
(2) 利用者に対する契約内容等の説明	
(3) 利用者に対する契約内容等を記載した書面等	
5 設備・運営等に係る基準	4
6 都道府県知事の行う指導監督	4
(1) 趣旨	
(2) 立入調査	
(3) 特別調査	
(4) 法的根拠	
(5) 調査結果	
(6) 具体的な指導監督の内容	
7 留意事項	5
(1) 事前相談	
(2) 施設設置届	
(3) 施設変更届	
(4) 施設休止・廃止届	
(5) 休止施設の再開	
(6) 定期報告	
(7) 特別報告	
(8) 立入調査	
(9) 改善指導	
(10) 改善結果報告	
(11) 改善勧告	

- (12) 事業停止命令
- (13) 施設閉鎖命令

<参考資料>

- 様式 1 4 掲示様式、記載例 7
- 様式 1 5 交付書面様式、記載例 9
- 保育所における感染症対策ガイドライン 2 0 1 8 改訂版 厚生労働省（抜粋） . . 1 1
- 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について 2 6
- 子どもの窒息事故に注意！ 3 2
- 食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！ 3 3
- 保育所における園外活動時の安全管理に関する留意事項 3 4
- 散歩計画書（参考例） 4 0
- 教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）
. 4 1
- 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 4 6
- 保育所児童保育要録に記載する事項 4 8
- 保育所児童要録（入所に関する記録等）様式の参考例 5 0
- 労働者名簿様式 5 3
- 労働条件通知書様式 5 4
- 賃金台帳様式 5 8
- 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて
. 5 9
- 社会福祉施設等におけるノロウイルスの感染症・食中毒の予防対策について . . 6 2
- ノロウイルスの感染症・食中毒の予防対策について 6 4

1 認可外保育施設とは

保育を行うことを目的とする施設（保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業など）であって、児童福祉法に基づき、都道府県知事が認可している認可保育所以外の施設を総称したものです。

また、幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態の有無により、対象であるかどうか判断されます。施設のプログラム、提供時間の長さ、預かり乳幼児の年齢などによって判断され、概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は対象施設となります。

2 認可外保育施設の届出

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事に対する届出が義務付けられています。都道府県が定める設置届出書に御記入のうえ、必ず1か月以内に届出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、御留意ください。（児童福祉法第59条の2）

なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の4）

<届出対象外の施設>

	区分	事例
1	店舗等において、商品の販売や業務等の提供間に限りその顧客の乳幼児を預かる施設	デパート、自動車教習所や歯科診療所等において顧客の乳幼児を対象として設置した一時預かり施設又は委託した施設
2	親族間の預かり	利用者が四親等内の親族のみ
3	親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり	利用者が親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児のみ
4	一時預かり事業を行う施設	一時預かり事業を行う施設として届出を行なった事業での預かり
5	病児保育事業を行う施設	病児保育事業を行う施設として届けを行なった事業での預かり
6	子育て援助活動支援事業を行なう施設	児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴うものを含む。）や児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援する施設
7	半年を限度として臨時に設置される施設	イベントの開催時などに臨時的に設置される一時預かり施設
8	幼稚園併設施設	ただし、在園時と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されている施設は届出の対象

(1) 設置届

①次に該当する場合、事業開始から1か月以内に徳島県知事に届出が必要です。(児童福祉法第59条の2)

- ・新たに保育施設を開設した場合
- ・既存の保育施設の設置主体が変わった場合(単なる社名変更等の場合は変更届)
- ・休止していた施設を再開する場合

②提出書類

	右記以外の 施設	企業主導型	5人以下の 施設	居宅訪問型 保育事業 (ハビビシッター)
設置届書(様式第1) 設置届書別紙	○ (様式第1)	○ (様式第1)	○ (様式第1)	○ (様式第1-2)
保育士登録証の写し等の資格 が確認できる書類	○	○	○	○
施設の案内リーフレット等 (利用者向け配布資料)	○	○	○	○
賠償責任保険、傷害保険等の 保険契約書の写し	○	○	○	○
施設の構造及び面積が分かる 図面	○	○	○	—
子育て支援員研修等の研修受 講が確認出来る書類	○	○	○	○
企業主導型助成決定通知書	—	○	—	—
子どもの預かりマッチングサ ービスサイトを利用する事業 者は、そのサイトにおいて提 供するサービスの内容に関する 情報が掲載されたページの 写し	—	—	—	○ (マッチングサイト 登録の場合)

※なお、その他知事が必要と認める書類を御提出いただくことがあります。

(2) 変更届

①次の事項に変更が生じた場合、変更から1か月以内に徳島県知事に届出が必要です。(児童福祉法第59条の2の2)

- ・施設の名称及び所在地
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・届出対象施設でなくなったとき
- ・届出後に、施設の設置者が事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたとき

②提出書類

- ・認可外保育施設事業内容等変更届（様式8）
- ・建物その他の設備の規模及び構造を変更したときは、施設の構造及び面積が分かる図面

※なお、その他知事が必要と認める書類を御提出いただくことがあります。

(3) 休止・廃止届

- ①施設を休止又は廃止する場合、休止又は廃止から1か月以内に徳島県知事に届出が必要です。（児童福祉法第59条の2の2）

※休止施設を再開するときは、再度、施設設置届の提出が必要です。

②提出書類

- ・認可街保育施設〔休止・廃止〕届（様式9）

3 報告

全ての認可外保育施設の設置者は、定例的に施設の運営状況を報告するとともに、施設内での事故や長期間施設に滞在する乳幼児がいる場合には、随時、報告を行うことが義務付けられています。

(1) 定例報告（児童福祉法第59条の2の5第1項）

毎年、県が指定する期日までに運営状況報告を行う。

（様式5）運営状況報告

（様式5-2）運営状況報告（居宅訪問型保育事業）

(2) 随時報告

①事故等が生じた場合（様式6）教育・保育施設等事故報告様式

- ・施設の管理下において、死亡事故・治癒期間が30日以上を負傷や疾病を伴う事故、食中毒等の重大事故が生じた場合、発生後速やかに（※）報告してください。

※事故等発生当日又は、遅くとも翌日までに報告

②長期滞在児がいる場合（様式7）長期滞在児がいる場合の報告

- ・施設に24時間かつ週のうち概ね5日程度以上滞在している児童がいる場合、把握後、速やかに報告してください。

4 利用者への情報提供

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、次の方法により行うこととされています。

(1) サービス内容の掲示

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示すること。

<掲示の内容>

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間

- ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況（法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。）
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 利用者に対する契約内容等を記載した書面等（メール等電子媒体を含む。）の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2～4）

<書面等交付内容>

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

5 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

6 都道府県知事の行う指導監督

(1) 趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査

し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

(2) 立入調査（概ね年1回程度、例年7月から実施）

- ・職員が直接施設を訪問し、指導監督基準に対する適合状況を調査します。
- ・調査実施については事前に通知します。

(3) 特別調査（必要に応じて随時）

- ・利用者からの苦情等、施設の状況を至急確認する必要がある場合に実施します。特に問題があると思われる部分について、指導官とき基準に照らしつつ重点的に調査します。
- ・調査実施については、事前の通知・連絡をせずに実施することがあります。

(4) 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設を含む。）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第7号）

(5) 調査結果

調査の結果、指導監督基準が遵守されていない事項については改善を指導します。改善が必要な事項については立入調査当日に口頭で指導するとともに、重要な事項については後日、文書で通知します。

なお、特に重要な事項については、立入調査結果の通知の中で改善を指示し、文書による改善結果報告を求めますので、速やかに改善措置を講じ、通知を受け取ってから概ね1か月以内に改善結果報告を提出してください。

(6) 具体的な指導監督の内容

(4)の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4）

7 留意事項

(1) 事前相談

届出が必要かどうか、どのような手続が必要か等について、県未来創生文化部次世代育成・青少年課（「以下、当課」という。）に相談してください。

(2) 施設設置届

新規に施設を開設したときは、1か月以内に当課に提出が必要です。

(3) 施設変更届

届出対象施設は、設置後、届け出た事項のうち、省令で定める事項に変更を生じた

場合は、変更後1か月以内に当課に提出が必要です。

(4) 施設休止・廃止届

施設を廃止又は休止する場合には、1か月以内に当課に提出が必要です。

(5) 休止施設の再開

休止届を提出後、事業を再開するときは、1か月以内に当課に設置届を提出してください。

(6) 定期報告

施設の設置者は、運営状況の報告を、概ね年1回、運営状況報告の様式により、別に定める日までに当課宛て提出してください。

(7) 特別報告

事故等が生じた場合、長期滞在児がいる場合は、速やかに当課に報告してください。

(8) 立入調査

県が、定期的に施設に立ち入り、運営状況及び施設の構造・設備について調査を行います。ただし、児童の処遇上の観点から必要があるときは、随時調査を行います。

(9) 改善指導

立入調査の結果、改善すべき事項があるときは文書で通知します。

(10) 改善結果報告

改善すべき事項を文書で指摘されたときは、回答期限までに改善結果又は改善計画を提出してください。

(11) 改善勧告

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、知事は改善を勧告します。期限内に改善が行われない場合には、その状況を公表します。緊急を要するときは、通常の手続によらずに勧告を行う場合があります。

(12) 事業停止命令

改善勧告にもかかわらず改善されていない場合であって、かつ、改善の見込みが無い場合は、知事は児童福祉審議会の意見を聴いたうえで、事業の停止を命ずることがあります。緊急を要するときは、通常の手続によらずに命令を発する場合があります。

(13) 施設閉鎖命令

設置者が前条の事業停止命令に従わない場合若しくは事業停止による改善が期待されずに当該施設の継続が児童の福祉を著しく害する場合は、県児童福祉審議会の意見を聴いたうえで、設置者に対して施設の閉鎖を命ずることがあります。また緊急を要するときは、通常の手続によらずに命令を発する場合があります。

(様式 14 : 掲示様式) (第 59 条の 2 の 2)

(保育施設名)

○ ○ ○ ○ ○ ○

施設の所在地
事業開始年月日
設置者
管理者 (施設長)

提供する保育サービス

◇開所時間

◇定員

◇保育内容・利用料金

※変更があった場合は、当該変更の内容及びその理由も記入すること

◇保育従事者等の配置

※法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設、同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設 (1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。) 及び法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設は、設置者及び職員の研修受講状況を記入すること。

◇設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容、その命令を行った都道府県等名及びその命令を行った年月日を含む。)

施設の概要

◇建物の構造

◇主な設備

総延べ面積 m²

緊急時等の対応等

◇緊急時等における対応方法

◇提携する医療機関・所在地・提携内容

◇利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

◇非常災害対策

◇虐待の防止のための措置

当施設は児童福祉法第 35 条の認可を受けていない保育施設 (認可外保育施設) として、同法第 59 条の 2 に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 ○○県 (○○部○○課)
(TEL)

(記載例)

(保育施設名)

〇〇〇〇〇〇

施設の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 △ビル
事業開始年月日 〇年〇月〇日
設置者 〇〇株式会社(代表 〇〇〇〇)
管理者(施設長) 〇〇〇〇

提供する保育サービス

◇ 開所時間

〇月曜日～金曜日 〇:〇〇～〇:〇〇(延長時間帯～〇:〇〇まで)
〇土日・祝祭日 〇:〇〇～〇:〇〇(延長時間帯～〇:〇〇まで)

◇ 定員

30名(0歳児5名 1・2歳児10名 3歳以上児(就学前まで)15名)

◇ 保育内容・利用料金

〇月極預かり ***円～***円
〇一時預かり ***円～***円
〇延長保育料金 ***円～***円

※利用料金はお子さんの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。
※上記料金の他、別途食事代(***円)、おむつ代(***円)等がかかります。

◇ 保育従事者等の配置

〇当保育室は、通常、次のような保育従事者を配置しています。

月曜日～金曜日

〇:〇〇～〇:〇〇 8名(保育士6名 その他2名)
〇:〇〇～〇:〇〇 4名(保育士3名 その他1名)(延長時間帯)

土日・祝祭日

〇:〇〇～〇:〇〇 8名(保育士6名 その他2名)
〇:〇〇～〇:〇〇 4名(保育士3名 その他1名)
〇その他調理員1名を配置しています。

◇ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容、その命令を行った都道府県等名及びその命令を行った年月日を含む。)
無・有() (〇〇県 : 〇年〇月〇日)

施設の概要

◇ 建物の構造 鉄筋コンクリート造り

◇ 主な設備

・保育室(2階〇室) ***㎡ ・調理室(2階〇室) ***㎡
(3階〇室) ***㎡ ・その他 ***㎡
・乳児室(2階〇室) ***㎡

総延べ面積 ***㎡

緊急時等の対応等

◇ 緊急時等における対応方法

「〇〇保育園緊急時等対応マニュアル」を定めています。

◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容

当施設は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。

また、月極保育のお子さまに対しては、△△△病院の医師による年〇回の定期健康診断を実施します。

【医療機関】 △△△病院

【所在地】 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 1-10-20

◇ 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

保険の種類	
保険事故(内容)	
保険金額	***円

◇ 非常災害対策

「〇〇保育園非常災害時対応マニュアル」を定めています。

◇ 虐待の防止のための措置

「〇〇保育園虐待防止マニュアル」を定めています。

当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 〇〇県(〇〇部〇〇課)
(TEL)

〇〇〇〇 (施設名) 利用に当たって

令和〇年〇月〇日

(契約者名) 〇〇〇〇 様

(設置者名) 〇〇〇〇

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

- ◇ 保育内容・料金
- ◇ 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額
- ◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容
- ◇ その他条件等

※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

(担当者氏名) 〇〇〇〇 (職名:)
(担当者連絡先) TEL 01-2345-6789
(受付時間)

施設の概要

- 施設の名称・所在地
- 設置者氏名 (名称) ・住所 (所在地)
- 管理者 (施設長) 氏名・住所

※当施設は児童福祉法第 3 5 条の認可を受けていない保育施設 (認可外保育施設) として、同法第 5 9 条の 2 に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先: 〇〇県 (〇〇部〇〇課) TEL 01-2222-3333】

(記載例)

〇〇〇〇 (施設名) 利用に当たって	
令和〇年〇月〇日	
(契約者名) 〇〇〇〇 様	(設置者名) 〇〇〇〇
当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。	
◇ 保育内容・料金	
利用児童	〇〇〇〇 (〇〇年〇月〇日生 〇歳〇か月)
利用形態	月極契約
利用期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
利用時間	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時
料 金	入会金 ×××円 (初回のみ)
	利用料 ひと月×××円
	その他 食事代、おむつ代等は別に定める料金表により、利用に応じて徴収致します。
※詳しい保育内容については、別添の「〇〇〇保育室利用のしおり」のとおりです。	
◇ 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額	
当施設では、以下のとおり保険に加入しています。	
保 険 の 種 類	
保 険 事 故 (内容)	
保 険 金 額	****円
※詳しくは、別添の「〇〇保険のしおり」をご覧ください。	
◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容	
当施設は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。	
また、月極保育のお子さまに対しては、△△△病院の医師による年〇回の定期健康診断を実施します。	
【医療機関】	△△△病院
【所在地】	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 1-10-20
◇ その他条件等	
利用に当たっては、別添の「〇〇〇保育室利用規約」記載事項を遵守してください。	
※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。	
(担当者氏名)	〇〇〇〇 (職名：主任保育士)
(担当者連絡先)	TEL 01-2345-6789
(受付時間)	午前8時～午後5時
施設の概要	
○ 施設の名称・所在地	〇〇〇保育室 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 ABCビル2階
○ 設置者・住所	〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6
○ 施設長・住所	〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇7-8-9
※当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。 【設置届出先：〇〇県(〇〇部〇〇課) ℡01-2222-3333】	

別添3 子どもの病氣 ～症状に合わせた対応～

①子どもの症状を見るポイント



○ 子ども一人一人の元氣な時の「平熱」を知っておくことが症状の変化に気づくめやすくなります。

○ いつもと違うこんな時は、子どもからのサインです！

- ・寝から離れず機嫌が悪い (ぐずる)
- ・睡眠中に泣いて目が覚める
- ・元気がなく顔色が悪い
- ・きつかけがないのに吐いた
- ・便がゆるい
- ・普段より食欲がない

○ 今までなかった発しんに気がついたら・・・

- ・他の子どもとは別室へ移しましょう。
- ・発しん以外の症状はないか、発しんが時間とともに増えているか、などの観察をしましょう。
- ・クラスや兄弟姉妹、一緒に遊んだ子どもの中に、感染症が疑われる症状がみられる子どもがいないか、確認しましょう。

② 発熱時の対応
 子ども一人一人の元気な時の「平熱」を知っておくことが重要です。発熱時の体温は、あくまでもめやすであり、個々の平熱に応じて、個別に判断します。

＜保育中の対応について＞

保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
<ul style="list-style-type: none"> 38℃以上の発熱があり、元気がなく機嫌が悪いとき 咳で眠れず目覚めるとき 排尿回数がいつもより減っているとき 食欲がなく水分が摂れないとき 	<ul style="list-style-type: none"> 38℃以上の発熱の有無に関わらず、顔色が悪く苦しそうなとき 小鼻がピクピクして呼吸が速いとき 意識がはつきりしないとき 顔回が嘔吐や下痢があるとき 不機嫌でぐったりしているとき けいれんが起きたとき
<ul style="list-style-type: none"> ※熱性けいれんの既往児が37.5℃以上の発熱があるときは医師の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> 3か月未満児で38℃以上の発熱があるとき

＜登園前に保護者から相談を受けた場合の対応について＞

以下の表に該当する場合には、登園を控えるよう保護者に伝えるなどの対応が必要。

登園を控えるのが望ましい場合
<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合。 朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合。 ※ 例えば、朝から37.8℃の熱があることに加えて、機嫌が悪く、食欲がないなど全身状態が不良な場合、登園を控えるのが望ましいと考えられる。 一方、37.8℃の熱があるが、朝から食欲があり機嫌も良いなど全身状態が良好な場合、一律に登園を控える必要はないと考えられる。 (例示した発熱時の体温はめやすであり、個々の子どもの平熱に応じて、個別に判断が必要)

※0～1歳の乳幼児の発熱に関する特徴について

- ・体温調節機能が未熟なために、外気温、室温、湿度、厚着、水分不足等による影響を受けやすく、体温が簡単に上昇する。
- ・寝や湯水などのみで湿らされる症状がなければ、水分補給を十分に行ない、涼しい環境に居ることで、熱が下がることもある。
- ・0歳児が入園後はじめて発熱した場合には、突発性発しんの可能性もある。熱性けいれんをおこす可能性もある。
- ・発熱がある、機嫌が悪いなどの様子とともに、耳をよくさわる様子が見られる時は、中耳炎の可能性もある。

＜発熱が見られる場合の対応・ケアについて＞

- 発しんや咳を伴う時、また、複数の子どもに発熱のほか類似の症状が見られる場合には、別室で保育する。
- 経口補水液、湯ざまし、お茶等により水分を補給する。
- 熱が上がって暑がる時は薄着にし、涼しくしたり、米粉などをあてたりする。手足が冷たい時、寒気がある時は保温する。
- 高熱が出ている場合には、首のつけ根・わきの下・足の付け根を冷やす(ただし、子どもが嫌がる場合には行わないこと)。
- 微熱が出ている場合には、水分補給を行い安静にさせた後、30分程度様子を見ながら再度検温する。

※保護者が迎えに来るまでの間には、以下の対応を行う。

- ・1時間ごとに検温する。
- ・水分補給を促す。吐き気がない場合には、本人が飲みたいただけ与えてよい。
- ・汗をかいていたらよく拭き、着替えさせる。

※子どもに熱性けいれんの既往歴がある場合には、以下の対応を行う。

- ・発熱とともにけいれんが起きた場合の連絡先、主治医からの対応方法等に関する指導内容を確認する。
- ・入園時には、保護者から、過去にけいれんが起きた時の状態やけいれんの前ぶれの症状の有無について確認する。
- ・発熱があった場合には、解熱したとしても、発熱後24時間は自宅で様子を見守る。
- ・けいれんが起きたときには、あわてず、楽な姿勢にさせる。口の中にスプーンやタオルを入れない。また、吐いた物をのどに詰まらせないようにする。
- ・けいれんが止まる気配がない場合には、すぐに救急車を呼ぶ。

※適切な室内環境のめやす

- ・室温：(夏) 26～28℃ (冬) 20～23℃
- ・湿度：高め
- ・換気：1時間に1回
- ・外気温との差：2～5℃

③ 下痢の時の対応

<保育中の対応について>

保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき ○ 腹痛を伴う下痢があるとき ○ 水様便が複数回みられるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元気がなく、ぐったりしているとき ○ 下痢の他に、機嫌が悪い、食欲がない、発熱がある、嘔吐する、腹痛があるなどの諸症状がみられるとき ○ 脱水症状がみられるとき (以下の症状に注意すること) ・ 下痢と一緒に嘔吐 ・ 水分が摂れない ・ 唇や舌が乾いている ・ 尿が半日以上出ない ・ 尿の量が少なく、色が濃い ・ 尿のとき汗のような白色水様便が出る ・ 血液や粘液、黒っぽい便が出る ・ けいれんを起す

<登園前に保護者から相談を受けた場合の対応について>

以下の表に該当する場合には、原因を伝えるよう保護者に伝えるなどの対応が必要。

原因を伝えるのが望ましい場合
<ul style="list-style-type: none"> ○ 24時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。 ○ 朝に、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

※家庭へのアドバイス例

- 消化吸収の良い、おかゆ、野菜スープ、煮込みうどん（短く刻む）等を少量ずつゆつくり食べさせるよう促す。
- 以下に掲げる下痢の時に控えるべき食べ物を伝える。
(参照：<下痢の対応・ケアについて>)
- 経口補水液等により、適切な水分を補給するよう促す。
- 入浴ができない場合は、お尻だけでもお湯で洗うこと。また、洗ったあとは、柔らかいタオルを用いて、そっと押さえながら拭くことを伝える。

<下痢の対応・ケアについて>

- 感染予防の為の適切な便処理を行う。激しい下痢を処理する時には、マスク及びビニールシートを着用する。
- 繰り返す下痢、発熱、嘔吐等の症状を伴う時は、別室で保育する。
- 下痢で水分が失われるため、水分補給を十分行う。
 - ・ 経口補水液等を少量ずつ頻回に与える。
- 食事の量を少なめにし、消化の良い食事にする。
 - ※下痢の時に控えるべき食べ物
 - ・ 脂っこい料理や糖分を多く含む料理やお菓子
 - ・ 香辛料の多い料理や食物繊維を多く含む料理
(例) シュース、乳製品(アイスクリーム、牛乳、ヨーグルト等)、肉、脂肪分の多い魚、芋、ごぼう、海草、豆類、乾物、カステラ
- お尻がただれやすいため頻回に清拭する。
 - ※受診時に伝えるべきこと
 - ・ 便の状態：量、回数、色、におい、血液・粘液の混入状況
(携帯で便の写真を写していただくも便利である。)
 - ・ 子どもが食べた物やその目のできごと
 - ・ 家族やクラスで同症状の者の有無 等

<便の処理とお尻のケアについて>

- 以下のことに留意し、感染予防のため適切な便処理と手洗い(液体石けんも用いて流水で30秒以上実施)をしつかりと行う。
 - ・ おむつ交換は決められた場所で行う。(激しい下痢の時は保育室を避ける。)
 - ・ 処理者は必ず手袋をする。
 - ・ 使い捨ておむつ交換専用シートを敷き、一回ずつ取り替える。
 - ・ お尻がただれやすいため頻回に清拭する。
 - ・ 沐浴槽等でのシャワーは控える。
 - ・ 汚れ物はビニール袋に入れて処理する。
 - ・ 処理後は手洗いを十分に実施する。

※便の処理グッズの例

- ・ 使い捨て手袋
- ・ ビニール袋
- ・ 使い捨ておむつ交換専用シート
- ・ 使い捨てマスク、使い捨てエプロン(激しい下痢の時の対応用)

④ 嘔吐の時の対応

<保育中の対応について>

保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数回の嘔吐があり、水を飲んでも吐くとき ○ 元気がなく機嫌、顔色が悪いとき ○ 吐き気がとまらないとき ○ 腹痛を伴う嘔吐があるとき ○ 下痢を伴う嘔吐があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嘔吐の回数が多く、顔色が悪いとき ○ 元気がなく、ぐったりしているとき ○ 血液やコーヒーのかすの様な物を吐いたとき ○ 嘔吐のほかに、複数回の下痢、血液の混じった便、発熱、腹痛等の諸症状が見られるとき ○ 脱水症状と思われること（以下の症状に注意すること） <ul style="list-style-type: none"> ・ 下痢と一緒に嘔吐 ・ 水分が摂れない ・ 唇や舌が乾いている ・ 尿が半日以上出ない ・ 尿の量が少なく、色が濃い ・ 目が落ちくぼんで見える ・ 皮膚の張りがない

<登園前に保護者から相談を受けた場合の対応について>

以下の表に該当する場合には、登園を控えるよう保護者に伝えるなどの対応が必要。

登園を控えるのが望ましい場合
<ul style="list-style-type: none"> ○ 24時間以内に複数回の嘔吐がある、嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの形状がみられる場合。 ○ 食欲がなく、水分も飲まならない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

<嘔吐の対応・ケアについて>

- 嘔吐物を使い、感染予防の為の適切な嘔吐物の処理を行う。
- 嘔吐した子どもに対しては、以下のように対応を行う。
 - ・ うがいのできる子どもの場合、うがいをさせる。
 - ・ うがいのできない子どもの場合、嘔吐を誘発させないよう口腔内に残っている嘔吐物を丁寧に取り除く。
 - ・ 繰り返し嘔吐がないか様子を見る。
 - ・ 何をきっかけに吐いたのか（寝て吐いたか、吐き気があったか等）を確認する。
 - ・ 流行状況等から感染症が疑われるときには、応援の職員を呼び、他の子どもを別室に移動させる。
 - ・ 別室で保育しながら、安静にさせる。この際には、脱水症状に注意する。
 - ・ 寝かせられる場合には、嘔吐物が気管に入らないように体を横向きに寝かせる。
 - ・ 嘔吐して30分～60分程度後に吐き気がなければ、様子を見ながら、経口補水液などの水分を少量ずつ摂らせる。
- 頭を打った後に嘔吐したり、意識がぼんやりしている時は、横向きに寝かせて救急車を要請し、その場から動かさない。

<嘔吐物の処理について>

- 以下の手順で嘔吐物を処理する。流行状況等から感染症が疑われるときには、応援の職員を呼び、他の子どもを別室に移動させる。
 - ・ 嘔吐物を外側に向かって静かに拭き取る。
 - ・ 嘔吐した場所の消毒を行う。（参照：別添2「保育所における消毒の種類と方法」(p.69)）
 - ・ 換気を行う。
 - ・ 処理に使用した物（手袋、マスク、エプロン、雑巾等）はビニール袋に密閉して、廃棄する。
 - ・ 処理後は手洗い（液体石けんも用いて流水で30秒以上実施）を行い、また、状況に応じた、処理時に着用していた衣類の着替えを行う。
 - ・ 汚染された子どもの衣服は、二重のビニール袋に密閉して家庭に返却する（保育所では洗わないこと）。
 - ・ 家庭での消毒方法等について保護者に伝える。

※嘔吐物の処理グッズの例

- ・ 使い捨て手袋
- ・ 使い捨てマスク
- ・ 使い捨て雑巾
- ・ ビニール袋
- ・ 使い捨て雑巾
- ・ 消毒容器（バケツにまとめて置く）

⑤ 咳の時の対応

<保育中の対応について>

保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
<ul style="list-style-type: none"> ○ 咳があり眠れないとき ○ セイセイ音、ヒューヒュー音があるとき ○ 少し動いただけでも咳が出るとき ○ 咳とともに嘔吐が数回あるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ セイセイ音、ヒューヒュー音がして苦しそうなき ○ 犬の速吠えのような咳が出るとき ○ 保育中に発熱し、息づかいが荒くなったとき ○ 顔色が悪く、ぐったりしているとき ○ 水分が摂れないとき ○ 突然咳きこみ、呼吸が苦しそうになったとき

※ 突然咳きこみ、呼吸困難になったときは異物誤えんの可能性がありますが、異物を除去し、救急車を要請します。

<登園前に保護者から相談を受けた場合の対応について>

以下の表に該当する場合には、登園を控えるよう保護者に伝えるなどの対応が必要。

登園を控えるのが望ましい場合
<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間しばしば咳のために起きる、セイセイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合。

<咳の対応・ケアについて>

- 発熱を伴う時、また、複数の子どもに咳のほか類似の症状がみられる場合には、別室で保育をする。
- 水分補給をする（少量の湯ざまし、お茶等を頻回に補給する。）。
- 咳込んだら前かがみの姿勢をとらせ、背巾をさするか、軽いタックピンツグを行う。
- 乳児は立て抱きし、背巾をさするか軽いタックピンツグを行う。
- 部屋の換気や湿度及び温度の調整をする。この際、環境の急激な変化、特に乾燥には注意する。
- 安静にし、呼吸を整えさせる。状態が落ち着いたら、保育に参加させる。
- 午睡中は上半身を高くする。
- 食事は消化の良い、刺激の少ないものにする。

（参照：「別添3③下痢の時の対応」(p.73)）

※呼吸が苦しい時の観察のポイント

- ・呼吸が速い（多呼吸）
- ・肩を上下させる（肩呼吸）
- ・胸やのどが呼吸のたびに引っぱち（陥没呼吸）
- ・息苦しくで構になることができない（起坐呼吸）
- ・小鼻をピクピクさせる呼吸（鼻翼呼吸）
- ・吸気は比べて呼吸が2倍近く長くなる（呼吸の延長）
- ・呼吸のたびにセイセイ音、ヒューヒュー音がある（喘鳴）
- ・走ったり、動いたりするだけでも咳込む
- ・会話が減る、意識がもうろうとする

※正常呼吸数（1分あたり）

呼吸の様子が気になる時は、下記回数をめやすにする。

- ・新生児 40～60回
- ・乳児 30～40回
- ・幼児 20～30回

⑤ 発しんの時の対応

<保育中の対応について>

保護者に連絡し、受診が必要と考えられる場合

- 発しんが時間とともに増えたとき
発しんの状況から、以下の感染症の可能性を念頭におき、対応すること
・かぜのような症状を伴う発熱後、一旦熱がやや下がった後に再度発熱し、赤い発しんが全身に広がった（麻疹）
・微熱程度の熱が出た後に、手の平、足の裏、口の中に水疱が出た。（手足口病）
・茶湯やおしりに発しんが出ることもある
・38℃以上の熱が3～4日続き下がった後、全身に赤い発しんが出た（突発性発しん）
・発熱と同時に発しんが出た（風しん、猩紅熱菌感染症）
・微熱と同時に両頬にりんごのような紅斑が出た（伝染性紅斑）
・水疱状の発しんが出た（水痘）
※発熱やかゆみには個人差がある

※ 食物摂取後に発しんが出現し、その後、腹痛や嘔吐などの消化器症状や、息苦しさなどの呼吸器症状が出現してきた場合は、食物アレルギーによるアナフィラキシーの可能性があり、至急受診が必要となります。

（参照：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」
<http://www.aill.w.go.jp/huhyo/kodomo/pdf/hokitaku03.pdf>
 「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインQ&A」
<http://www.aill.w.go.jp/huhyo/kodomo/pdf/hokitaku04.pdf>）

<登園前に保護者から相談を受けた場合の対応について>

以下の表に該当する場合には、登園を控えるよう保護者に伝えるなどの対応が必要。

登園を控えるのが望ましい場合

- 発熱とともに発しんのある場合。
- 感染症による発しんが疑われ、医師より登園を控えるよう指示された場合。
- 口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合。
- 発しんが顔面等にあり、患部を覆えない場合。
- 浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合。
- かゆみが強く手で患部を掻いてしまう場合。

<発しんの対応・ケアについて>

- 発熱を伴う時、また、被服の子どもに類似の発しんがみられる場合には、別室で保育する。
- 体温が高くなったり、汗をかいいたりするとかゆみが増すので、部屋の環境や寝具に気をつける。室温が高い時は換気を行ったり、空調等で調整を行ったりする。
（参照：適切な室内環境のめやすについては「別添3②発熱時の対応」(p.72)）
- 爪が伸びている場合は短く切り（ヤスリをかけて）皮膚を傷つけないようにする。
- 皮膚に刺激の少ない木綿等の材質の下着を着せる。
- 口の中に水疱や潰瘍ができている時は痛みで食欲が落ちるため、おかゆ等の水分の多いものやのど越しの良いもの（プリン、ヨーグルト、ゼリー等）を与える。酸っぱいもの、辛いものなど刺激の強いものは避けて、清味のものを与える。

※発しんが出ている時の観察のポイント

- ・時間とともに増えているかいないか
- ・出ている場所はどこか（どこから始めて、どうひろがったか）
- ・発しんの形はどうなっているのか（盛り上がりか、どんな形か）
- ・かゆがるか
- ・痛がるか
- ・他の症状はないか

※発しんの種類

発しんは皮膚に見られる色や形の病的な変化で、以下のようなものがある。

紅 腫	盛り上がりのある赤い赤色のもの。色は血管が拡張したため。
紫 斑	盛り上がりのない赤色のもの。色は皮膚内で出血したため。
白 斑	盛り上がりのない白い色のもの。色は色素が脱落したため。
丘 疹	5mm程度までの半球状に皮膚から盛り上がったもの（ぶつぶつ）。
結 節	丘疹より大きく、皮膚から盛り上がったもの（しこり）。
水 疱	水疱のものを含んで皮膚から盛り上がったもの（水ぶくれ）。
潰 瘍	腫瘍のものを含んで皮膚から盛り上がったもの（うみ）。
びらん	皮膚が壊れ広がったもの（ただれ）。液が染み出て、表面が浸潤している。
潰 瘍	びらんよりも深く皮膚が傷ついたもの。
前 症	腫や皮膚が乾燥して固まったもの（かさぶた）。

別添4 医師の意見書及び保護者の登園届

保育所では、感染症に罹患した子どもの体調ができるだけ速やかに回復するよう迅速かつ適切に対応するとともに、乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育所内で周囲への感染拡大を防止する観点から、学校保健安全法施行規則に規定する出席停止の期間の基準に準じて、あらかじめ登園のめやすを確認しておく必要があります。

罹患した子どもが登園を再開する際の取扱いについては、子どもの負担や医療機関の状況も考慮して、各保育所において、市区町村の支援の下、地域の医療機関等と協議して、その取扱いを決めることが大切になります。協議の結果、登園を再開する際には、疾患の種類に応じて、「意見書（医師が記入）」又は「登園届（保護者が記入）」を保護者から保育所に提出するという取扱いをすることが考えられます。なお、意見書及び登園届については、一律に作成・提出が必要となるものではありませんが、協議の結果、各保育所において、意見書及び登園届の作成・提出が必要となった場合には、事前に保護者に対して十分に周知することが重要です。

別添4では、「医師が意見書を記入することが考えられる感染症」と「医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症」について、意見書及び登園届の参考様式を示すとともに、それぞれについて、感染症名、感染しやすい期間及び登園のめやすを示します（表8、表9）。

（参照：「3（3）罹患した子どもが登園する際の対応」（p.33））

<意見書（医師記入）>（参考様式）

※意見書は、一律に作成・提出する必要があるものではありません。

意見書（医師記入）		参考様式
保育所施設長 殿		
入所児童氏名 _____		
_____ 年 _____ 月 _____ 日 生		
(病名) (該当疾患に☑をお願いします)		
<input type="checkbox"/>	麻しん（はしか）※	
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ※	
<input type="checkbox"/>	風しん	
<input type="checkbox"/>	水痘（水ぼうそう）	
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	
<input type="checkbox"/>	結核	
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱）※	
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎	
<input type="checkbox"/>	百日咳	
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎	
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。		
_____ 年 _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。		
_____ 年 _____ 月 _____ 日		
医療機関名 _____		
医師名 _____		
※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。		
<p>※かかりつけ医の皆さまへ 保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。</p> <p>※保護者の皆さまへ 上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。</p>		

表8 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること）
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

<登園届（保護者記入）>（参考様式）

※登園届は、一律に作成・提出する必要があるものではありません。

登園届（保護者記入）		参考様式
保育所施設長殿		
入所児童名 _____		
_____ 年 _____ 月 _____ 日 生		
(病名) (該当疾患に☑をお願いします)		
<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症	
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎	
<input type="checkbox"/>	手足口病	
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑（りんご病）	
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ	
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症	
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹	
<input type="checkbox"/>	突発性発疹	
(医療機関名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診)において 病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので _____ 年 _____ 月 _____ 日 より登園いたします。		
_____ 年 _____ 月 _____ 日		
保護者名 _____		
<p>※保護者の皆さまへ 保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。</p>		

表9 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としている。

○ 保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）（抄）

第 3 章 健康及び安全

1 子どもの健康支援

（3）疾病等への対応

ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

イ 感染症やその他の疾病の発症予防に努め、その発症や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

エ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

（1）環境及び衛生管理

ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。

イ 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。

○ **学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）（抄）**

第 4 節 感染症の予防

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

（文部科学省令への委任）

第二十一条 前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

○ **学校保健安全法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）（抄）**

（出席停止の指示）

第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

○ **学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）（抄）**

第三章 感染症の予防

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特

定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

ロ 百日咳せきにあつては、特有の咳せきが消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。

ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹ちようが発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。

ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂か皮化するまで。

ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

(出席停止の報告事項)

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数
- 五 その他参考となる事項

(感染症の予防に関する細目)

- 第二十一条 校長は、学校内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。
- 2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。
 - 3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

健発第0222002号
薬食発第0222001号
雇児発第0222001号
社援発第0222002号
老発第0222001号
平成17年2月22日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
保健所政令市市長
特別区区长

厚生労働省健康局長

厚生労働省医薬食品局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

広島県福山市の特別養護老人ホームで発生したノロウイルスの集団感染を受けて、「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」（平成17年1月10日老発第0110001号）等の中で、速やかな市町村保健福祉部局への連絡等の徹底をお願いしたところであるが、高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

なお、本件に関しては、追って各社会福祉施設等に係る運営基準等を改正する予定であることを申し添える。また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしくお願いする。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。
また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、

症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。
7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。
8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。
9. なお、医師が、感染症法、結核予防法（昭和26年法律第96号）又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるため、留意すること。

別 紙

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- 介護老人保健施設

【生活保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所
- 隣保館
- 生活館

【児童・婦人関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所

【障害関係施設】

(身体障害者)

- 身体障害者更生施設
- 身体障害者療護施設
- 身体障害者福祉ホーム
- 身体障害者授産施設（通所・小規模含む）
- 身体障害者福祉工場
- 身体障害者福祉センター
- 盲導犬訓練施設
- 身体障害者デイサービス
- 身体障害者短期入所
- 進行性筋萎縮症者療養等給付事業
- 盲人ホーム

(知的障害者)

- 知的障害者デイサービスセンター
- 知的障害者更生施設
- 知的障害者授産施設（通所・小規模含む）
- 知的障害者通勤寮
- 知的障害者福祉ホーム
- 知的障害者デイサービス

- 知的障害者短期入所
- 知的障害者地域生活援助
- 知的障害者福祉工場

(障害児・重症心身障害児(者))

- 知的障害児施設
- 第一種自閉症児施設
- 第二種自閉症児施設
- 知的障害児通園施設
- 盲児施設
- ろうあ児施設
- 難聴幼児通園施設
- 肢体不自由児施設
- 肢体不自由児通園施設
- 肢体不自由児療護施設
- 重症心身障害児施設
- 肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行う指定医療機関
- 児童デイサービス
- 児童短期入所
- 重症心身障害児(者)通園事業

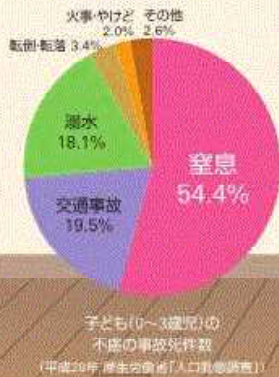
(精神障害者の対象施設等)

- 精神障害者社会復帰施設(精神障害者短期入所事業を行う施設も含む)
 - ・ 精神障害者生活訓練施設
 - ・ 精神障害者福祉ホーム(A型及びB型)
 - ・ 精神障害者入所授産施設
 - ・ 精神障害者通所授産施設(小規模通所授産施設も含む)
 - ・ 精神障害者福祉工場
 - ・ 精神障害者地域生活支援センター
- 精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)

子ども(0~3歳)の死亡事故のうち、最も多いのが窒息です!

子どもの窒息事故に注意!

毎年全国で多くの子ども(0~3歳)が不慮の事故で亡くなっており、そのうち半数以上が窒息! (※窒息には、就寝時の窒息死や原因不明なものも含む。)



3歳児の口を開けたときの大きさは最大39ミリ、これより小さなものは子どもの口に入り、窒息する危険があります。

こんなものが窒息を起こします!

食べ物 おもちゃ その他小さな物(ペットボトルの蓋や消しゴムなど)



食べ物は、子どもの窒息事故の大きな原因の1つ!

様々な食品によって、窒息事故が起きるおそれがあります。

例えば…ゼリー、あめ、団子、ミニトマト、りんご、ぶどう、ホットドッグ、菓子パン、焼肉、から揚げ、餅、チーズ、豆やナッツ類など



豆やミニトマトなど、丸くて表面がツルツとしたものは、特に注意が必要!

窒息事故を防止するには?

1 小さいおもちゃなどは、子どもの手の届かないところに保管しましょう!

台の高さ + 手が届く範囲 = 1歳→90cm
2歳→110cm
3歳→120cm



2 食べ物の与え方に気をつけましょう!

- 食べ物は小さく切り、食べやすい大きさにする
- 遊びながら、歩きながら、寝転んだまま食べさせない
- 食事中に眠くなっていないか注意する
- 硬い豆やナッツ類は、3歳ごろまでは食べさせない

窒息事故発生時の対応

- 直ちに119番通報
- 気道異物除去
 - 胸部突き上げ法
 - 背部こう打法
 - 腹部突き上げ法
- 心肺蘇生法

日本医師会 気道異物除去

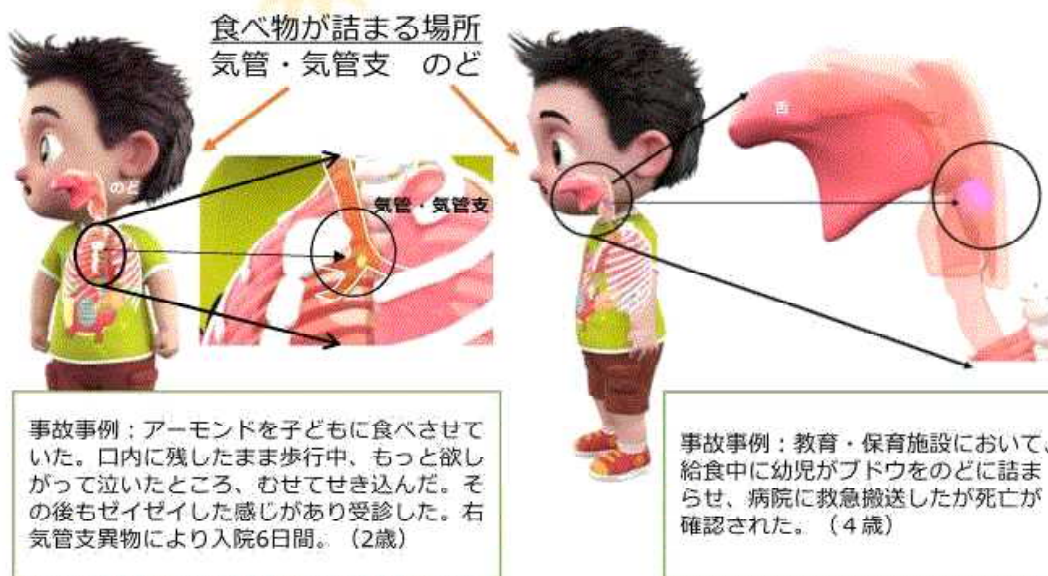
上記のウェブサイトを目録からチェックしてご覧ください!



食品による子どもの窒息・誤嚥^{ごえん}事故に注意！

－気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は
5歳以下の子どもには食べさせないで－

厚生労働省の人口動態統計の調査票情報（平成26年から令和元年までの6年間分）を
基に、消費者庁で独自に分析を行ったところ、食品を誤嚥^{ごえん}して窒息したことにより、
14歳以下の子どもが**80名**死亡していました。そのうち5歳以下は73名でした。



(1) **豆やナッツ類**など、硬くてかみ砕く必要のある食品は**5歳以下**の子どもには**食べさせないで**ください。

喉頭や気管に詰まると窒息しやすく、大変危険です。小さく砕いた場合でも、気管に入りこんでしまうと肺炎や気管支炎になるリスクがあります。

(2) **ミニトマトやブドウ等**の球状の食品を丸ごと食べさせると、窒息するリスクがあります。乳幼児には、4等分する、調理して柔らかくするなどして、良くかんで食べさせましょう。

(3) 食べているときは、姿勢を良くし、食べることに集中させましょう。

物を口に入れたままで、**走ったり、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し、窒息・誤嚥^{ごえん}するリスク**があります。

詳しくは：消費者庁ウェブサイト 生命・身体にかかわる危険
<https://www.caa.go.jp/notice/caution/life/>



問合せ先：消費者安全課 TEL03-3507-9137
FAX03-3507-9290



保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項

令和元年6月21日

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等における散歩等の園外活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会を設ける上で重要な活動である。この園外活動が、安全に配慮された上で積極的に行われるよう、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及びその解説において示している内容とあわせ、安全管理に関する留意事項を以下のとおりお示しする。

1. 保育所等における園外活動について

- 保育所等において、散歩等の園外活動を行うことは、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要である。
- 園外活動を行う際には、子どもの発達やその時々の状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験となるよう、指導計画に基づいて実施することが重要である。
- この上で、園外活動の際には、公園等の目的地や保育所等までの移動時も含めて、安全に十分配慮することが必要となる。
- 子どもの発達によって、身体の大きさ・運動能力・視野等の周囲の状況の認知の特性、交通ルールの理解等は変わってくる。園外活動の計画時、実際の活動時を通じて、乳幼児の特性を踏まえた対策をとることが重要である。

2. 園外活動における具体的な安全管理の取組

（安全に園外活動を行うための取組）

- 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。

※ 園外活動における具体的な安全管理の取組の例として、特に保育所等で日常的に行われる散歩時の安全管理の取組（例）を別紙1に示す。

なお、遠足等の園外活動を行う際も、同様に子どもの安全管理に留意することが重要である。

- 事故防止のために、日常どのような点に留意すべきかについて明確にし、全職員の協力体制の下、日常的な安全点検や安全に関する指導等を積み重ねていくことが重要である。また、あと一歩で事故になるところであったというヒヤリ・ハット事例を記録、分析し、事故予防対策に活用することが大切である。

（事故発生時の対応に関する日常の備え）

- 事故が実際に発生してしまった際に適切な対応を行えるよう、緊急時に職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたマニュアルを作成し、全職員の共通理解を図る。さらに、職員に対する救急救命講習や、事故対応に関する実践的な訓練及び園内研修の機会を設けるなど、事故発生時の対応についても、日頃より取組を行うことが重要である。

- 緊急時に備えた連絡体制や協力体制を、保護者や消防、警察、医療機関等の関係機関との間で整えておく。緊急時に協力や援助を仰げるよう、日頃から地域の中で様々な機関や人々と関係を築いておくことも大切である。

※ 園外活動を含む保育所等での事故防止及び事故発生時の対応については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成28年3月)も合わせて確認すること。

- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成28年3月)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf

（子どもに対する安全の指導）

- 子どもが交通安全の習慣（例えば、道路の端を歩くこと、急に走り出さないこと、交通状況を確認すること等）を身に付けることができるよう、日常の生活における具体的な体験を通して、交通ルール（信号に従った行動、横断歩道の使用等）に関心をもたせるなど、年齢に応じた適切な指導を繰り返し行うことが求められる。この際には、地域の関係機関と連携して、子どもが交通安全について学ぶ機会を設けるなど指導の工夫を図るとともに、家庭においても交通安全の習慣を身に付けられるよう、保護者との連携を図ることが重要である。

散歩時の安全管理の取組（例）

(1) 事前準備

- 散歩の経路、目的地における危険箇所の確認
 - ・交通量、道路設備、工事箇所等を確認し、事故の危険がある場所の確認を行う。
 - ・また、危険な動植物と接触する可能性がある場所、不審者との遭遇に注意すべき場所についても確認を行う。
 - ・特に、日常的に目的地としていない場所や、前回訪れた際から間隔が空いた場所については、事前の下見を行う。また、経路に変更がないとしても、工事等により危険箇所が新たに発生する場合もあることに留意する。
 - ・確認した箇所については、記録を付け、他の職員への情報の共有につなげる。
- 危険箇所等に関する情報の共有
 - ・危険箇所の確認を通じて得られた情報を全職員で共有し、認識の共有を図る。
 - ・認識の共有に当たっては、危険箇所の一覧表や散歩マップ（目的地までの想定経路、病院・交番・AED設置場所等の情報を含む。）の作成、現地の写真の活用等の工夫を行うことが考えられる。
 - ・また、保育所等の周辺の安全に関する情報を、保護者や地域住民、関係機関と共有することも重要である。
- 散歩計画の作成（※散歩計画の例は別紙2参照）
 - ・散歩の目的地、ねらい、行程（時刻、経路、所要時間）、子どもの人数、引率者等について計画を作成する。
 - ・この際には、共有された危険箇所を元に、安全な目的地や経路を設定する。
 - ・子どもの年齢・人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を適切に行うために必要な職員間の役割分担を確認する。

(2) 出発前

- 天気、職員体制、携行品等の確認
 - ・当日の天気を確認する。天気にあわせた持ち物等の準備が必要かについても確認する。
 - ・事前に作成した散歩計画に、当日の状況（天気、子どもの人数、引率者）を反映する。
 - ・職員間で安全対策や子どもに関する事項について、情報共有を行い、役割分担を確認する。

- ・必要な携行品を所持しているか、また、適切に作動するかについて確認を行う。携行品については、必要に応じて、複数職員で携行する。
 - ※ 携行品の例：救急用品、携帯電話、緊急連絡先リスト、子どもの名簿、防犯ブザー、ホイッスル、筆記用具等
 - ※ 園ごとの状況に応じ、必ず携行する持ち物、状況に応じて携行する持ち物を整理しておくことも重要。
 - ・ベビーカーや散歩バギーの乗車時の安全確認を行う。ブレーキやタイヤの点検を行うとともに、ベルトの使用や適正な乗車人数等、適切な使用方法について確認する。
- 子どもの状況等の確認
- ・子どもの健康状態を確認の上、散歩参加の可否を判断し、実際に散歩を行う子どもの人数を確認する。
 - ・個別に配慮が必要な子どもの有無について確認する。
 - ・迷子等の緊急時に備え、出発時の子ども全員の服装を確認する。必要に応じてカメラによる撮影等を行い記録する。
 - ・子どもの服装について、安全性、体調、天気や気温等への配慮（裾を踏んで転倒したり、フード等が遊具等に絡まったりひっかかったりする恐れがないか、暑すぎたり寒すぎたりしないか等）といった観点から確認し、衣服の調節を行う。
- 保育所等に残る職員等に対する情報共有
- ・出発する前に、散歩計画に実際の出発時刻等を記入し、園長等の責任者や保育所等に残る職員と散歩に出発した旨を共有する。

(3) 道路の歩き方

- 道路を歩く際の体制・安全確認等
- ・車道の歩行は避け、歩道の白線の内側、ガードレールの内側を歩く。
 - ・職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、職員は子どもより車道側に位置し、子どもが車道から遠い側を歩く等のルールを決め、移動する。
 - ・交差点、歩道の切れ目、曲がり角、一時停止場所等では、一時停止し、安全確認を行う。
 - ・交差点等で待機する際には、車道から離れた位置に待機する。また、ガードレールの有無等の状況について注意を払う。
 - ・道路や踏切の横断時には、特に安全確保に注意を払い、職員の位置取りや子どもの列の組み方、横断に必要な時間等に注意を払う。

- ・ベビーカー等を使用する際には、指、腕、頭を挟んだり、ぶついたりしないよう注意する。また、停止時にはブレーキがかかっていることを確認する。
- ・常に道路周囲の状況、危険物、障害物の有無を確認し、駐車中の車・バイク等、動植物、落ちているごみ等に子どもが触れる可能性に注意を払う。
- ・自動車や自転車とすれ違う際には、止まって待つ。また、歩行者等とすれ違う際、相手が手に持っているもの（傘、カバン、たばこ等）に子どもが接触する可能性に注意を払う。手をつないでいる場合には、一列になる。
- ・階段昇降時には、状況に応じて、子ども同士がつないでいた手を離し、個々のペースで昇降できるようにする。段差があるなど子どもがバランスを崩しやすい箇所では、子どもの発達等に応じて、転倒しないようそばについて手助けをしたり、声をかけ見守ったりする。

(4) 目的地

○ 現地の状況確認

- ・構造物や植え込み等による死角の有無を確認する。
- ・遊具等に危険が無い安全点検を行う。
- ・ガラス片や犬・猫の糞、たばこの吸い殻等の危険物や不衛生なものが無いか確認し、除去する。
- ・他の利用者と譲り合って利用し、スペースを共有する。

○ 子どもの行動把握

- ・子どもの健康状態を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。
- ・道路等へ飛び出さないように注意する。
- ・遊具等を利用する際には、子どもの発達を勘案し、特に安全確保に注意を払う。
- ・砂場では、砂を目や口に入れないように見守る。
- ・不審者には近づかないよう注意を払う。

○ 子どもの人数や健康状態の確認

- ・目的地への到着時や出発時に加え、必要に応じて人数や健康状態を確認する。

(5) 帰園後

○ 子どもの人数、健康状態等の確認

- ・子どもの人数を確認する。
- ・子どもの健康状態、ケガの有無を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。

○ 帰園の報告

- ・帰園後、散歩計画に実際の帰園時刻等を記入し、園長等の責任者や保育所等に残る職員と散歩から帰った旨を共有する。

○ 散歩後の振り返り

- ・散歩経路や目的地に新たな危険な場所を見つけたり、伝えておくべき情報があったりした場合には、職員間で共有する。
- ・個々の子どもについて、保育上の配慮等に関する気づきがあった場合には職員間で共有する。
- ・散歩時に子どものケガ等の事故やヒヤリ・ハット事例があった場合には職員間で共有する。

(6) その他

- ・園の状況に応じ、必要があれば、散歩マニュアルやチェックリスト、お散歩マップ、緊急時等の連絡先一覧等を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

(別紙2)

散歩計画表 (参考例)

日にち 曜日	クラス	散歩の経路・目的地 及びねらい	出発 (予定) 出発 (実績)	帰園 (予定) 帰園 (実績)	子どもの 人数	引率者	持ち出し 携帯電話	備考 (注意事項、気づき等)	確認者
()	組								
()	組								
()	組								
()	組								
()	組								
()	組								
()	組								
()	組								
()	組								
()	組								
()	組								
()	組								
()	組								
()	組								
()	組								
()	組								

府子本第649号
30初幼教第9号
子少発0608第1号
平成30年6月8日

各都道府県民生主管部（局）
各都道府県児童福祉主管部（局）
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県教育委員会
各都道府県認定こども園担当部（局） の長
各指定都市・中核市民生主管部（局）
各指定都市・中核市児童福祉主管部（局）
各指定都市・中核市認定こども園担当部（局）

内閣府子ども・子育て本部参事官
（公 印 省 略）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
（公 印 省 略）
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
（公 印 省 略）

教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）

教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故発生の防止については、従来から通知等により適切な指導をお願いしているとともに、平成28年3月31日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、プール活動・水遊び等の監視体制、救急事態への対応等、これらに関する十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところです。

また、先日、消費者安全調査委員会より、「消費者安全法第33条に基づく意見」（平成26年6月20日付け消安委第50号）のフォローアップとして実施した実態調査の結果（以下「フォローアップ調査結果」という。）を踏まえ、消費者安全調査委員会委員長から「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」（平成30年4月24日付け消安委第46号）が提出されたことを受け、プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止の徹底について再度お願いしてきたところです。

つきましては、引き続き、教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、下記の点に留意の上、管内の教育・保育施設等及び市町村に

対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

その際、スポーツ庁から発出されている「水泳等の事故防止について」（平成 30 年 4 月 27 日付け）（別添①）の通知も参考にいただき、貴職において、教育・保育施設等に対する周知をより一層徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

1. プール活動・水遊びを行う場合は、次の(1)から(3)までの取組を行うよう、教育・保育施設等に対して一層の周知徹底を図られたい。また、地方公共団体は、安全確保策の充実及び教育・保育施設等への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにされたい。

(1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。

(2) 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。

なお、ガイドラインでは「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」として、以下の点を示している。

- ① 監視者は監視に専念する。
- ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。等

(3) 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように、119番通報を含めた緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行うこと。

2. 地方公共団体は、1の(2)「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、教育・保育施設等がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、施設長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに

関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事件事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行うこと。

なお、チェックシートについては、フォローアップ調査結果中の附属資料1及び2（別添②）の「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」も適宜活用されたい。

3. 地方公共団体は、1の(3)「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、子供の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行うこと。
4. 教育・保育施設等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、子供の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、教育・保育施設等における自発的な安全への取組を促すこと。

附属資料 1

プール活動・水遊びに関するチェックリスト^{注1}

～ 園長用 ～

- 内閣府、文部科学省、厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月 31 日）を確認してください。
- 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちになりリスクや注意すべきポイントについて**事前教育**を十分に行ってください。
- プール活動に関わる職員に対して、子供を対象とした**心肺蘇生**などの**応急手当**や非常時の対応について事前教育を行ってください。
- 一刻を争う状況にも対応できるように**119番通報を含む緊急事態への対応（EAP^{注2}）**を整理し、マニュアルや定期的な訓練等により共有してください。また、緊急時に実践できるよう、日頃から**緊急時対応訓練**を行い、マニュアルが実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。
・園内での連絡の手順（誰が、どの順番で）を訓練してください。
- プール活動・水遊びに関する指導マニュアルを作成し、実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。
特に以下の項目については十分に検証してください。
- プール活動・水遊びの活動の**内容**や**時間帯**、**時間配分**は、**子供の体調や生活のリズム**など、**安全性を考慮**して適切に定めてください。
- 監視者の人数**、**配置**については、園のプールの広さや形、一度に水に入れる子供の人数、年齢、時間帯など園ごとの事情を考慮して、適切に定めてください。**ヒヤリハット**が発生したときは、情報を共有し、原因を考え、改善策を検討して実行してください。
- プールでの指導を行う職員のほかに、**監視者**を必ず決めてください。
- 監視者について次の事項をあらかじめ確認し遵守させてください。
- 監視者は、水の外、プールサイドに配置してください。
- 集中力を保つため、できるだけ定期的に交代させてください。
- 複数名で監視をさせるときは、担当：リアを決めてください。
- 監視者は、目立つ色の帽子やビブス¹⁾を着用させて周囲からも監視者であることが分かるようにしてください。
- 水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、**プール活動・水遊びを中止**してください。
- 時間的余裕をもって活動させてください。

: プールシーズンごと

: プール活動ごと

(注1) 本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考に作成した。

(注2) EAP (Emergency Action Plan) (特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017 年 9 月 10 日発行「プール・ライフガードング教本」第 6 章参照)

附属資料2

プール活動・水遊びに関するチェックリスト¹⁾

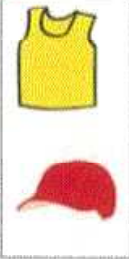
～ 監視を担当する職員・スタッフ用 ～



監視者は、監視に専念しなければなりません。
プール活動の指導や片付けをしてはいけません。
一瞬たりとも子供たちから目を離さないことが大事です。

【プール活動・水遊びの前に】

- 目立つ色の帽子やビブスなど、周囲から誰が監視者であるか分かるものを身につけましょう。子供たちに、「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない、用を頼まない、一緒に遊んだりできないこと」を知らせておきましょう。
- あなたが監視する位置と時間を確認しましょう。
 - ・監視エリアの全体が見えるよう、プールサイドで水の外から監視をしましょう。
 - ・集中力を保つため、できるだけ定期的に交代しましょう
 - ・複数名で監視をするときは、担当エリアを確認しましょう。
- 園で決めた緊急時対応の手順をあらかじめ確認しましょう。
 - ・プールサイドに、連絡手段（電話など）やAEDがあることをあらかじめ確認しましょう。



【プール活動・水遊び中】

- プール全体、子供たち全員を監視しましょう。
 - ・定期的に視線を動かしながら監視しましょう。



(出典：特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017年9月10日発行「プール・ライフガードング教本」P.35～38)

- ・監視場所に近いところや、浅い場所など、一般に安全と思われる場所も、監視がおろそかにならないよう、注意してください。
- ・溺れるときには、「助けて！」「バシャバシャ」といった状況とは限らず、実際には静かに溺れることも多いと言われています。動かない子供や不自然な動きをしている子供がいないかに留意しながら監視をしましょう。
- ・子供たちの表情にも注意し、声をかけたり注意を促したりしましょう。
- ・担任の先生と連携し、水が苦手な子、体の動きがぎこちない子、指示が伝わりにくい子、興奮しやすい子などの子供理解の上で監視をしましょう。
- ・ヒヤリハットを経験したときは、情報を園内で共有しましょう。

【万一、子供たちが溺れたときには】

- 重篤の場合は、すぐに119番通報をするとともに、救命処置をしましょう。
(注 本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考にして作成した。)

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)
保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息)

名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳 _____ ヶ月) _____ 組
 ※ この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。
 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

★保護者
 電話: _____
 ★連絡医療機関
 医療機関名: _____
 電話: _____

病型・治療		保育所での生活上の留意点	
A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの開示する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・その他) 3. その他 (食物依存性運動誘発アナフィラキシーその他) B. アナフィラキシー病型 1. 食物 (原因: 昆虫・動物のフケや毛) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー)	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 (管理内容については、病型・治療のC.欄及び下記C. E欄を参照) B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルク-HP・ニューMA-1・MA-mi・ベネチアエソット・エレメンタルフォーミュラ その他()	A. 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B. 長期管理薬 (短期追加治療薬を含む) 1. ステロイド吸入薬 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. DSCG吸入薬 4. ベータ2刺激薬(内服・貼付薬) 5. その他() ● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。 ・ 同意する ・ 同意しない	A. 除根 1. 管理不要 2. 原因食料を教材とする活動の制限 () 3. 調理活動時の制限 () 4. その他 () B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 () 3. 飼育活動等の制限 () C. 外遊び・運動に対する配慮 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容:) D. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)
病型・治療		保育所での生活上の留意点	
A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの開示する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・その他) 3. その他 (食物依存性運動誘発アナフィラキシーその他) B. アナフィラキシー病型 1. 食物 (原因: 昆虫・動物のフケや毛) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー)	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 (管理内容については、病型・治療のC.欄及び下記C. E欄を参照) B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルク-HP・ニューMA-1・MA-mi・ベネチアエソット・エレメンタルフォーミュラ その他()	A. 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B. 長期管理薬 (短期追加治療薬を含む) 1. ステロイド吸入薬 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. DSCG吸入薬 4. ベータ2刺激薬(内服・貼付薬) 5. その他() ● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。 ・ 同意する ・ 同意しない	A. 除根 1. 管理不要 2. 原因食料を教材とする活動の制限 () 3. 調理活動時の制限 () 4. その他 () B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 () 3. 飼育活動等の制限 () C. 外遊び・運動に対する配慮 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容:) D. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)
A. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ピーナッツ () 6. 大豆 () 7. コメ () 8. ナッツ類* () 9. 甲殻類* () 10. 軟体類・貝類* () 11. 魚卵* () 12. 魚類* () 13. 肉類* () 14. 菜肉類* () 15. その他 () 「*は()の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること」 D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アトラーリン自己注射薬「エビペン」 3. その他()	C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 構成・治療のC.欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用中に調理については、厳重警戒が困難となる場合があります 1. 鶏卵: 卵黄カルシウム 2. 牛乳・乳製品: 乳糖 3. 小麦: 醤油・酢・小麦茶 6. 大豆: 大豆油・醤油・味噌 7. コメ: コメ油 12. 魚類: かつおだし・いりだし 13. 肉類: エキス	A. 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B. 長期管理薬 (短期追加治療薬を含む) 1. ステロイド吸入薬 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. DSCG吸入薬 4. ベータ2刺激薬(内服・貼付薬) 5. その他() ● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。 ・ 同意する ・ 同意しない	A. 除根 1. 管理不要 2. 原因食料を教材とする活動の制限 () 3. 調理活動時の制限 () 4. その他 () B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 () 3. 飼育活動等の制限 () C. 外遊び・運動に対する配慮 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容:) D. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎)

名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳 _____ ヶ月) _____ 組

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

アトピー性皮膚炎 (あり・なし)		アレルギー性結膜炎 (あり・なし)		アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	
病型・治療 A. 重症度のめやす(厚生労働科学研究班) 1. 軽症: 面頬に問わず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 ※軽度の皮疹: 軽度の紅斑、乾燥、痒痒主体の病変 ※強い炎症を伴う皮疹: 紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他() B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他() C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし		保育所での生活上の留意点 A. アウトドア遊び及び長時間の紫外線下の活動 1. 管理不要 2. 管理必要 () B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 動物名 () 3. 飼育活動等の制限 () 4. その他 () C. 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容:) 3. 夏季节外着着用 (施設で可能な場合) D. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)		保育所での生活上の留意点 A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容:) B. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	
病型・治療 A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他() B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他()		病型・治療 A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法 4. その他		保育所での生活上の留意点 A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容:) B. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	
記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
医師名 _____		医師名 _____		医師名 _____	
医療機関名 _____		医療機関名 _____		医療機関名 _____	
電話 _____		電話 _____		電話 _____	
電話 _____		電話 _____		電話 _____	

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。
 . 同意する
 . 同意しない
 保護者氏名 _____

保育所児童保育要録に記載する事項

○ 入所に関する記録

- 1 児童の氏名、性別、生年月日及び現住所
- 2 保護者の氏名及び現住所
- 3 児童の保育期間（入所及び卒所年月日）
- 4 児童の就学先（小学校名）
- 5 保育所名及び所在地
- 6 施設長及び担当保育士氏名

○ 保育に関する記録

保育に関する記録は、保育所において作成した様々な記録の内容を踏まえて、最終年度（小学校就学の始期に達する直前の年度）の1年間における保育の過程と子どもの育ちを要約し、就学に際して保育所と小学校が子どもに関する情報を共有し、子どもの育ちを支えるための資料としての性格を持つものとする。

また、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されることを念頭に置き、記載すること。

1 保育の過程と子どもの育ちに関する事項

最終年度における保育の過程及び子どもの育ちについて、次の視点から記入すること。

(1) 最終年度の重点

年度当初に、全体的な計画に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。

(2) 個人の重点

1年間を振り返って、子どもの指導について特に重視してきた点を記入すること。

(3) 保育の展開と子どもの育ち

次の事項について記入すること。

- ① 最終年度の1年間の保育における指導の過程及び子どもの発達の様について、以下の事項を踏まえ記入すること。
 - ・保育所保育指針第2章「保育の内容」に示された各領域のねらいを視点として、子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
 - ・保育所の生活を通して全体的、総合的に捉えた子どもの発達の姿。
- ② 就学後の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
- ③ 記入に当たっては、特に小学校における子どもの指導に生かされるよう、保育所保育指針第1章「総則」に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。その際、別紙資料1に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について」を参照するなどして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の趣旨や内容を十分に理解するとともに、これらが到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に子どもの育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的かつ総合的に捉えて記入すること。

(4) 特に配慮すべき事項

子どもの健康の状況等、就学後の指導における配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入すること。

2 最終年度に至るまでの育ちに関する事項

子どもの入所時から最終年度に至るまでの育ちに関して、最終年度における保育の過程と子どもの育ちの姿を理解する上で、特に重要と考えられることを記入すること。

(様式の参考例)

保育所児童保育要録（入所に関する記録）

児 童	ふりがな 氏 名			性 別				
		年	月			日生		
	現住所							
保 護 者	ふりがな 氏 名							
	現住所							
入 所		年	月	日	卒 所	年	月	日
就学先								
保育所名 及び所在地								
施 設 長 氏 名								
担当保育士 氏 名								

(様式の参考例)

保育所児童保育要録（保育に関する記録）

本資料は、就学に際して保育所と小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）が子どもに関する情報を共有し、子どもの育ちを支えるための資料である。

保育の過程と子どもの育ちに関する事項		最終年度に至るまでの育ちに関する事項
より 氏名	(最終年度の重点)	
生年月日	(個人の重点)	
性別		
ねらい (発達を捉える視点)		
健康	(保育の展開と子どもの育ち)	<p>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</p> <p>※各項目の内容等については、別紙に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について」を参照すること。</p> <p>健康な心と体</p> <p>自立心</p> <p>協同性</p> <p>道徳性・規範意識の芽生え</p> <p>社会生活との関わり</p> <p>思考力の芽生え</p> <p>自然との関わり・生命尊重</p> <p>数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚</p> <p>言葉による伝え合い</p> <p>豊かな感性と表現</p>
人間関係		
環境		
言葉		
表現		
	(特に配慮すべき事項)	

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されることを念頭に置き、次の各事項を記入すること。

- 保育の過程と子どもの育ちに関する事項
 - *最終年度の重点：年度当初に、全体的な計画に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。
 - *個人の重点：1年間を振り返って、子どもの指導について特に重視してきた点を記入すること。
 - *保育の展開と子どもの育ち：最終年度の1年間の保育における指導の過程と子どもの発達の姿（保育所保育指針第2章「保育の内容」に示された各領域のねらいを視点として、子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの）を、保育所の生活を通して全体的、総合的に捉えて記入すること。その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。あわせて、就学後の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。別紙を参照し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。
 - *特に配慮すべき事項：子どもの健康の状況等、就学後の指導において配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入すること。
 - 最終年度に至るまでの育ちに関する事項
- 子どもの入所時から最終年度に至るまでの育ちに関し、最終年度における保育の過程と子どもの育ちの姿を理解する上で、特に重要と考えられることを記入すること。

(様式の参考例)

(別紙)

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について

<p>保育所保育指針第1章「総則」に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育所保育指針第2章「保育の内容」に示されたねらい及び内容に基づいて、各保育所で、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、保育所保育において育みたい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿であり、特に小学校就学の始期に達する直前の年度の後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、とりわけ子どもの自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特성에応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての子どもに同じように見られるものではないことに留意すること。</p>	
健康な心と体	保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚悟をもって関わるようになる。
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉による伝え合い	保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

保育所児童保育要録（保育に関する記録）の記入に当たっては、特に小学校における子どもの指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に子どもの育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的・総合的に捉えて記入すること。

様式第十九号（第五十三条関係）

労働者名簿

履歴	死又は退職		性別	
	事由（退職の事由が解雇の場合、その理由を含む。）	年月日	生年月日	氏名
		住		
		所		
			雇入れ年月日	

(一般労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

年 月 日	
殿 事業場名称・所在地 使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 〔自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他（ ）〕 2 契約の更新は次により判断する。 〔 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） 〕 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者） Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10年）） Ⅱ 定年後引き続き雇用されている期間
就業の場所	
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 〔 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 〕 (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（ 有 、 無 ）
休日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定休日；週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → が月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

(次頁に続く)

賃金	<p>1 基本賃金 イ 月給 (円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、 ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 400px; margin: 5px 0;"></div> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ (手当 円 /計算方法:) ロ (手当 円 /計算方法:) ハ (手当 円 /計算方法:) ニ (手当 円 /計算方法:)</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内 ()% 月60時間超 ()% 所定超 ()% ロ 休日 法定休日 ()%、法定外休日 ()% ハ 深夜 ()%</p> <p>4 賃金締切日 () - 毎月 日、() - 毎月 日 5 賃金支払日 () - 毎月 日、() - 毎月 日 6 賃金の支払方法 ()</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無, 有 ()) 8 昇給 (有 (時期、金額等), 無) 9 賞与 (有 (時期、金額等), 無) 10 退職金 (有 (時期、金額等), 無)</p> </div>
退職に関する事項	<p>1 定年制 (有 (歳), 無) 2 継続雇用制度 (有 (歳まで), 無) 3 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 400px; margin: 5px 0;"></div> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有, 無) ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 (連絡先) ・その他 { <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約 (平成25年4月1日以降に開始するもの) の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。</p> </div>

※ 以上のほかは、当社就業規則による。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

【記載要領】

1. 労働条件通知書は、当該労働者の労働条件の決定について権限をもつ者が作成し、本人に交付すること。

交付の方法については、書面による交付のほか、労働者が希望する場合には、ファクシミリを利用する送信の方法、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信の方法（出力して書面を作成できるものに限る）によっても明示することができる。
2. 各欄において複数項目の一つを選択する場合には、該当項目に○をつけること。
3. 破線内及び二重線内の事項以外の事項は、書面の交付により明示することが労働基準法により義務付けられている事項であること。また、退職金に関する事項、臨時に支払われる賃金等に関する事項、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項については、当該事項を制度として設けている場合には口頭又は書面により明示する義務があること。
4. 労働契約期間については、労働基準法に定める範囲内とすること。

また、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合には、契約の更新の有無及び更新する場合又はしない場合の判断の基準（複数可）を明示すること。
（参考）労働契約法第18条第1項の規定により、期間の定めがある労働契約の契約期間が通算5年を超えるときは、労働者が申込みをすることにより、期間の定めのない労働契約に転換されるものであること。この申込みの権利は契約期間の満了日まで行使できること。
5. 「就業の場所」及び「従事すべき業務の内容」の欄については、雇入れ直後のものを記載することで足りるが、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えないこと。

また、有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合は、同法に基づき認定を受けた第一種計画に記載している特定有期業務（専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務）の内容並びに開始日及び完了日も併せて記載すること。なお、特定有期業務の開始日及び完了日は、「契約期間」の欄に記載する有期労働契約の開始日及び終了日とは必ずしも一致しないものであること。
6. 「始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項」の欄については、当該労働者に適用される具体的な条件を明示すること。また、変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制等の適用がある場合には、次に留意して記載すること。
 - ・変形労働時間制：適用する変形労働時間制の種類（1年単位、1か月単位等）を記載すること。その際、交替制でない場合、「・交替制」を＝で抹消しておくこと。
 - ・フレックスタイム制：コアタイム又はフレキシブルタイムがある場合はその時間帯の開始及び終了の時刻を記載すること。コアタイム及びフレキシブルタイムがない場合、かっこ書きを＝で抹消しておくこと。
 - ・事業場外みなし労働時間制：所定の始業及び終業の時刻を記載すること。
 - ・裁量労働制：基本とする始業・終業時刻がない場合、「始業………」を基本とし、の部分＝で抹消しておくこと。
 - ・交替制：シフト毎の始業・終業の時刻を記載すること。また、変形労働時間制でない場合、「（ ）単位の変形労働時間制・」を＝で抹消しておくこと。
7. 「休日」の欄については、所定休日について曜日又は日を特定して記載すること。

8. 「休暇」の欄については、年次有給休暇は6か月間勤続勤務し、その間の出勤率が8割以上であるときに与えるものであり、その付与日数を記載すること。時間単位年休は、労使協定を締結し、時間単位の年次有給休暇を付与するものであり、その制度の有無を記載すること。代替休暇は、労使協定を締結し、法定超えとなる所定時間外労働が1箇月60時間を超える場合に、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて有給の休暇を与えるものであり、その制度の有無を記載すること。(中小事業主を除く。)
- また、その他の休暇については、制度がある場合に有給、無給別に休暇の種類、日数(期間等)を記載すること。
9. 前記6、7及び8については、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、所定時間外労働の有無以外の事項については、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものであること。
10. 「賃金」の欄については、基本給等について具体的な額を明記すること。ただし、就業規則に規定されている賃金等級等により賃金額を確定し得る場合、当該等級等を明確に示すことで足りるものであること。
- ・ 法定超えとなる所定時間外労働については2割5分、法定超えとなる所定時間外労働が1箇月60時間を超える場合については5割(中小事業主を除く。)、法定休日労働については3割5分、深夜労働については2割5分、法定超えとなる所定時間外労働が深夜労働となる場合については5割、法定超えとなる所定時間外労働が1箇月60時間を超え、かつ、深夜労働となる場合については7割5分(中小事業主を除く。)、法定休日労働が深夜労働となる場合については6割以上の割増率とすること。
 - ・ 破線内の事項は、制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。
11. 「退職に関する事項」の欄については、退職の事由及び手続、解雇の事由等を具体的に記載すること。この場合、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものであること。
- (参考) なお、定年制を設ける場合は、60歳を下回ってはならないこと。
また、65歳未満の定年の定めをしている場合は、高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じる必要があること。
- ①定年の引上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年の定め廃止
12. 「その他」の欄については、当該労働者についての社会保険の加入状況及び雇用保険の適用の有無のほか、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項等を制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。
- 「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」は、事業主が有期雇用労働者からの苦情を含めた相談を受け付ける際の受付先を記入すること。
13. 各事項について、就業規則を示し当該労働者に適用する部分を明確にした上で就業規則を交付する方法によることとした場合、具体的に記入することを要しないこと。
- * この通知書はモデル様式であり、労働条件の定め方によっては、この様式どおりとする必要はないこと。

様式第20号（第5.5条関係）

氏名		性別		賃金台帳（當時使用される労働者に対するもの）													
賃金計算期間	労働日数	労働時間数	休日労働時間数	早出残業時間数	深夜労働時間数	基本賃金	賞金 所定時間外割増	手当			小計	臨時の給与	賞与	合計	控除金		実物給与

記載心得
 一 氏名は当該事業場で使用する労働者番号をもって代えることができる。
 二 残業又は休日労働が深夜に及んだ場合には、深夜の部分の残業労働時間数を深夜労働時間数の欄にも記入すること。
 三 実物給与の欄には、当該賃金計算期間において支給された実物給与の詳細をその種類ごとに記入すること。

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 5 日

各

都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市

 民生主管部局 御中

厚生労働省福祉基盤課

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う
集団給食施設の取扱いについて

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）により、令和 2 年 6 月 1 日から、原則、全ての食品等事業者は、HACCP に沿った衛生管理を実施することとなったこと及び食品衛生責任者を選任することとなったことに加え、令和 3 年 6 月 1 日からは、営業許可の対象とならない業種の営業者については、施設の所在地を所管する都道府県知事等に営業の届出をしなければならないこととなります（ただし、HACCP に沿った衛生管理及び食品衛生責任者の選任については、施行から 1 年間は経過措置期間とし、その間は従来基準が適用されます。また、営業の届出については、令和 3 年 6 月 1 日の施行日時点において既に稼働している施設については、6 ヶ月間の経過措置期間が設けられています）。

これらの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（以下「集団給食施設」という。）についても準用されることから、下記の点について、管下の所管施設に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村に対する周知をお願いいたします。

記

一 HACCP に沿った衛生管理について

- (1) 従来通知している「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」（※1）は、HACCPの概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じないこと。これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書（※2）を参考にしてHACCPに沿った衛生管理を実施することも可能なこと。

※1：「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenthu/0000168026.pdf>）

※2：小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書等（厚生労働省ホームページ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html））

- (2) 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、調理師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能であること（※）。講習会の開催予定等の詳細については管轄の保健所等に確認されたいこと。

※食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 食品衛生法第30条に規定する食品衛生監視員又は第48条に規定する食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- (2) 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法第7条に規定する衛生管理責任者若しくは第10条に規定する作業責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条に規定する食鳥処理衛生管理者
- (3) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者

二 営業の届出について

- (1) 集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出ること（令和3年6月1日の施行日時点において現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出ること）。また、電子申請システムによる届出も可能となること（※）。

※食品衛生申請等システム リーフレット (<https://www.mhlw.go.jp/content/000649302.pdf>)

- (2) なお、施設の設置者又は管理者が、調理業務を外部事業者に委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は令和3年6月1日までに通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要があること。

三 少数特定の者を対象とする給食施設について

1回の提供食数が20食程度未満の給食施設については、HACCPに沿った衛生管理、食品衛生責任者の選任及び営業の届出の規定は適用されないこと。その場合であっても、上記手引書や「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（平成9年6月30日付け衛食第201号）」（※）等を参考に、自主的な衛生管理の徹底及び向上に努められたいこと。

※「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（平成9年6月30日付け衛食第201号）」 (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5920&dataType=1&pageNo=1)

参考

「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A」(令和2年6月1日最終改正)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000153364_00001.html)

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 14 日

各 (都道府県
指定都市
中核市) 民生主管部 (局) 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
老健局総務課

社会福祉施設等におけるノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について

平素より、社会福祉施設等の適切な運営につき、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

感染性胃腸炎の患者発生は、例年12月の中旬頃にピークとなる傾向があります。昨年では、第47週（11月18～11月24日）以降、感染性胃腸炎の定点医療機関当たりの患者の発生届出数に増加傾向が見られています。また、この時期に発生する感染性胃腸炎のうち、特にノロウイルスによる集団発生例が多く見られています。

ノロウイルス食中毒においては、令和元年の食中毒統計資料から得られた結果によると約8割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、手洗いや就業前の健康状態の確認といった、調理従事者の衛生管理の徹底が予防対策として重要です。

今般、ノロウイルスによる感染性胃腸炎が急増するシーズンに備え、別添のとおり、「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」（令和2

年12月10日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）が発出されたところです。

貴部局におかれましても、衛生主管部局との連携を図りつつ、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）及び「ノロウイルスに関するQ&A」

等を参考に、管内の社会福祉施設等に対し、手洗いの徹底や、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いします。

なお、各都道府県におかれまして、本事務連絡の内容について、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に対する周知にも併せて御協力をお願いします。

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 10 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省 健康局結核感染症課
医薬・生活衛生局食品監視安全課

ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について

日頃から感染症及び食中毒対策に御協力賜り厚くお礼申し上げます。

感染性胃腸炎の患者発生は、例年、12月の中旬頃にピークとなる傾向があります。この時期に発生する感染性胃腸炎のうち、特に集団発生例の多くは、ノロウイルスによるものであると推測されております（※1）。今シーズンの発生届出数は過去10年と比較して低く推移しているものの、集団発生は依然確認されており、引き続きノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒の発生には注意が必要となります。

つきましては、ノロウイルスによる感染性胃腸炎が急増するシーズンに備え、「ノロウイルスに関するQ&A」（※2）、「ノロウイルス食中毒予防対策リーフレット」（※3）、「ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い（動画）」（※4）及び関係通知（※5）等を参考に、手洗いの徹底、糞便・吐物の適切な処理、調理従事者の健康確認等の感染症・食中毒予防対策の啓発に努めるようお願いいたします。

「参考」

（※1）ノロウイルス等検出状況 2020/21 シーズン

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>

（※2）ノロウイルスに関するQ&A（最終改訂：平成30年5月31日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

（※3）ノロウイルス食中毒予防対策リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000685509.pdf>

出典：厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html)

出典：厚生労働省ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>)

出典：消費者庁ウェブサイト

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/)